

都市再生機構賃貸住宅の家賃制度等に関する意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、賃貸住宅の継続家賃について、平成26年4月に改定を行うとして現在検討を進めているが、機構が管理する賃貸住宅では、入居者の低所得化及び高齢化が進行している。

平成15年の独立行政法人都市再生機構法が成立した際の国会における附帯決議では、家賃の設定及び変更に当たっては居住者の居住の安定を図ることや居住者にとって家賃が過大な負担とならないよう、政府に十分な配慮が求められてきた。

また、平成19年6月に成立した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の附帯決議においても、機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者の負担や選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めるよう求められている。

しかしながら、機構が管理する賃貸住宅において、継続家賃の改定は3年ごとの実施がルール化されており、居住者の多くを占める低所得の高齢者を中心に、家賃改定に対する不安の声は高まっている。

よって、国及び機構におかれては、賃貸住宅居住者の居住の安定を図るため、低所得高齢者世帯及び子育て世帯に対する施策を含め、居住者の置かれている生活実態に十分配慮しながら、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立及び家賃改定ルールの抜本的見直しについて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長